

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業に関する

入札説明書

平成 30 年 12 月 10 日

富田林市

目 次

1 本書の位置付け	1
2 事業内容	1
2.1 事業名	1
2.2 事業目的	1
2.3 事業区域の状況	1
2.4 事業者の業務内容	2
2.5 市の業務内容	2
2.6 事業期間	3
2.7 事業方式	3
2.8 事業者の収入	3
2.9 法令等の遵守	3
3 入札のスケジュール	3
4 入札参加に関する条件等	4
4.1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
4.1.1 入札参加者の構成等	4
4.1.2 入札参加者の参加資格要件	4
4.2 参加資格確認基準日	5
4.3 入札に関する留意事項	6
4.3.1 公正な競争の確保	6
4.3.2 費用負担	6
4.3.3 保証金	6
4.3.4 使用言語、単位等	6
4.3.5 提出書類の取扱い	6
4.3.6 参加の辞退	6
4.3.7 その他	7
5 入札に関する手続き	7
5.1 入札説明書に関する質問の提出	7
5.2 入札説明書に関する質問への回答	7
5.3 参加資格確認書類の提出	7
5.4 提案書の提出	9
6 落札者の決定方法	10
6.1 審査の区分	10
6.2 選定委員会	10
6.3 ヒアリングの実施	10
6.4 落札者の決定等	10
6.5 入札参加者が1者であった場合の取扱い	10

7 契約手続き等	10
7.1 基本協定	10
7.2 S P Cの設立	10
7.3 事業契約	10
7.3.1 事業契約の概要	10
7.3.2 事業契約	11
7.3.3 事業覚書	11
8 問い合わせ先	11

1 本書の位置付け

富田林市（以下「市」という。）は、富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することが適切であると認め、同法第 6 条の規定により、本事業を特定事業として選定し、その旨を平成 30 年 12 月 10 日に公表した。

本書（以下、下記①別添 1～⑤別添 5 を含めて「入札説明書」という。）は、市が本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により選定するに当たり、この入札に参加しようとする者に対して、本事業の内容、入札条件、契約手続き等を示すものである。

- ①業務要求水準書（別添 1）
- ②事業者選定審査要件書（別添 2）
- ③提案書作成要領（別添 3）
- ④条件規定書（別添 4）
- ⑤様式集（別添 5）

入札参加者は、入札説明書の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し提出することとする。

なお、入札説明書と本事業に関する実施方針（平成 30 年 11 月 12 日公表）とに相違がある場合は、入札説明書の記載内容を優先するものとする。

2 事業内容

2.1 事業名

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業

2.2 事業目的

市は、2017 年に策定したストックマネジメント計画に基づき、金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区における污水管渠本管の長寿命化を計画している。

本事業において、PFI 手法を導入することにより、技術力や資金調達等の民間ノウハウを活かし、民間資金を活用することで、市の財政負担の軽減や負担の平準化を図りながら、不明水対策を管更生と宅地内誤接続解消の両面から実施することで、老朽化対策を効果的に且つ迅速に実施し、将来的な経営状況の悪化に備え、管渠施設における改築需要の増加、及び技術職員の減少の対策とするものである。

2.3 事業区域の状況

本事業は、管渠の老朽化が懸念される金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区において、主にコンクリート製管渠の長寿命化と地区内の全宅地を対象とした排水設備誤接続調査を行い、誤接続が確認された排水設備について管理者の承諾を

得て、事業者の独立採算事業として誤接続解消の促進を期待するものである。

2.4 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりであり具体的な内容については「業務要求水準書」を参照することとする。なお、事業者は本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、本事業を実施することとする。

① 義務事業

本事業の管理及び調整を行うものであり、全体実施計画、単年度実施計画及び交付金申請補助資料等の作成・管理、工事施工に係る官公庁等への諸手続きを行うとともに、それらの内容について市と調整を図るとともに、業務全体の円滑な遂行を図るものである。

(ア) 污水管更生工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）について、自立管により更生する工事である。

(イ) ます及び取付け管調査・改修工事業務

事業対象地区のコンクリート製のます及び取付け管の状況について、取付け管調査用テレビカメラを使用して調査し、亀裂、接触障害等の異常が確認されたます及び取付け管の改修工事を実施するものである。

(ウ) マンホール調査並びに蓋取替工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）について、マンホールの状況を調査するとともに、改築対象となるマンホール蓋を取り替える工事である。

(エ) 排水設備誤接続調査業務

事業対象地区全域の排水設備について、污水・雨水系統が正しく接続されているかを調査するものである。

② 付帯事業

(ア) 排水設備誤接続解消業務

排水設備誤接続調査業務で発見された排水設備の誤接続解消促進及び解消工事を、事業者の独立採算事業として実施するものである。

2.5 市の業務内容

本事業において、市が行う業務内容は以下のとおりである。

- ① 本事業に関して必要となる市所有資料等の提供
- ② 本事業で設置した更生管、マンホール蓋等の検査と買取り（設計及び設置に係る対価の支払）
- ③ 本調査で実施する排水設備誤接続調査に係る対価の支払
- ④ 事業者の業務実施状況の監視及び評価
- ⑤ 排水設備施設改良等に関する検査
- ⑥ その他市の公権力行使に係る事務

2.6 事業期間

事業期間は、契約日の翌日から平成 36 年 3 月 31 日までを予定する。

2.7 事業方式

事業者が業務を実施した後、当該施設に係る所有権を市に移転する B T (Build Transfer) 方式とする。

2.8 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、本事業は義務事業において事業者が提供するサービスを市が購入するサービス購入型と、付帯事業においては当該排水設備設置義務者等に対価を求める独立採算型の併用による事業形態により実施する。

- ① 市が支払う義務事業に係る対価。
- ② 排水設備設置義務者等が支払う付帯事業に係る対価。

2.9 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たって、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「業務要求水準書」を参照すること。

3 入札のスケジュール

事業者の公募及び落札者決定のスケジュールは表 1 のとおり予定する。

表 1 入札のスケジュール（予定）

内容	日程
入札公告（入札説明書の公表）	平成 30 年 12 月 10 日（月）
入札説明書に関する質問受付	平成 30 年 12 月 10 日（月） ～平成 31 年 1 月 4 日（金）17 時
入札説明書に関する質問回答公表期限	平成 31 年 1 月 11 日（金）
提案書、参加資格確認書類の受付	平成 31 年 1 月 15 日（火） ～平成 31 年 1 月 18 日（金）17 時
落札者の決定、通知及び公表	平成 31 年 2 月中旬
審査結果及び審査講評の公表	平成 31 年 2 月下旬
基本協定の締結	平成 31 年 2 月下旬
SPC の設立	平成 31 年 3 月中旬
事業契約・事業覚書の締結	平成 31 年 3 月中旬
事業開始	平成 31 年 3 月中旬

4 入札参加に関する条件等

4.1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

4.1.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 入札参加者は、単独の企業又は企業グループとする。
- ② 入札参加者を構成する企業のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資はしないがSPCから業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。なお、構成員及び協力企業ともに、法人格を有しない個人事業者も可とする。
- ③ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が本事業に係る入札手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。
- ④ 入札参加者は、参加申込時に、構成員及び協力企業の名称、役割分担等を明らかにすること。
- ⑤ 入札参加者が企業グループの場合の構成員及び代表企業の変更は原則として認めない。ただし、市とSPCとの事業契約締結後において、市が特別な事由があると認めた場合はこの限りでない。
- ⑥ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることができない。ただし、市とSPCとの事業契約成立後において市が許可した場合は、事業者として選定されなかった入札参加者の構成員が落札者の協力企業になることができる。
- ⑦ 入札参加者の構成員の役員又は個人事業者の代表者が他の会社の役員を兼務している場合、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社に該当する場合、連結決算を行っている場合、事務所等を共有していると認められる場合は、関連するそれぞれの会社が別の入札参加者の構成員となることはできないものとする。
- ⑧ 落札者の構成員は必ずSPCに出資することとする。

4.1.2 入札参加者の参加資格要件

共通の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の要件をすべて満たさなければならない。入札後に以下の要件を満たさなくなったときは、市はその者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条の規定に該当しない者であること。
- ③ 市の指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 国税又は地方税に未納の税額がない者。

- ⑤ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
- (ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - (エ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑥ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑧ 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこの者と資本関係若しくは人的関係にない者であること。なお、資本関係とは「親会社と子会社の関係にある場合」を指し、人的関係とは「一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合」を指す。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
- (ア) 有限責任監査法人トーマツ
 - (イ) 中日本建設コンサルタント株式会社

義務事業に関する資格要件

構成員のすべてが市の入札参加資格業者であり、構成員のいずれかが富田林市入札参加資格登録の希望工事種別において「管更生工事」で登録していること。

付帯事業に関する資格要件

付帯事業に関わる構成員及び協力企業のいずれかが富田林市排水設備工事指定業者（富田林市下水道条例(昭和 42 年条例第 30 号) 第 5 条の 2) であること。

4.2 参加資格確認基準日

資格の確認基準日は、参加申込書（様式 2）を市が受領した日とする。ただし、参加申込書の提出日（郵送等の場合は投函した日を含む）から事業契約の締結ま

での間に、入札参加者に資格要件を欠く事態が生じた場合にはその時点で失格とする。

4.3 入札に関する留意事項

4.3.1 公正な競争の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

4.3.2 費用負担

入札に関し必要な一切の費用は、入札参加者の負担とする。

4.3.3 保証金

入札のための保証金は免除する。なお、落札後に、落札者が辞退若しくは市との基本協定及び事業契約の締結に応じなかった場合は、落札金額の 10/100 に相当する違約金を市の定める期日までに納めるものとする。

4.3.4 使用言語、単位等

入札に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4.3.5 提出書類の取扱い

提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、市が指示した場合を除き認めない。

提出書類の返却

入札参加者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

提出書類の保管等

入札参加者からの提出書類は、市の定めるところにより保管の上、保管期間満了後に処分するものとする。また情報公開請求に対しては、関係法令等の定めに基づき処置する。

著作権

入札参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するが、公表その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、市は入札参加者の許可を得てこれを無償で使用することができる。

虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした入札は、無効とする。

4.3.6 参加の辞退

提案書を提出した後に入札参加を辞退する場合は、提案書の受付期限まで参加辞退届（様式 8）を「8 問い合わせ先」に持参により提出すること。

4.3.7 その他

市は、入札説明書に定めるものの他、事業者の公募及び落札者の決定に関して必要な事項が生じた場合には、市のウェブサイトを通じて入札参加者に通知する。

また、公募開始以降、入札説明書を補完又は修正する追加資料を市がウェブサイトにて公表した場合は、当該追加資料が入札説明書の記載内容に優先するものとする。

5 入札に関する手続き

5.1 入札説明書に関する質問の提出

入札説明書の内容に関して質問がある場合は、入札説明書に関する質問書（様式1）に記入の上、「8 問い合わせ先」に電子メール、書留郵便、宅配便（受領確認を行わないメール便等は除く。以下同じ。）又は持参により、以下の期間内に提出すること。これら以外の方法による質問は一切受け付けない。

電子メール	平成30年12月10日（月）から 平成31年1月4日（金）17時到着分まで
書留郵便又は 宅配便	平成30年12月10日（月）から 平成31年1月4日（金）（当日消印有効）
持参	平成30年12月10日（月）から 平成31年1月4日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

5.2 入札説明書に関する質問への回答

入札説明書に関する質問への回答は、平成31年1月11日（金）迄に市のウェブサイトにて公表する。ただし、質問者独自の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名とする。

5.3 参加資格確認書類の提出

入札参加者は、次に示す参加資格確認書類をまとめて1部、後述する提案書と共に提出すること。

表 2 資格確認書類

提出書類		様式	作成要領等
参加申込書		様式 2	—
構成員一覧		様式 3	—
協力企業一覧		様式 4	協力企業がある場合に提出すること。
参加資格確認申請書		様式 5	—
添付書類	登記簿謄本※	—	すべての構成員について提出すること。
	定款	—	個人事業主の場合は誓約書を提出すること（様式 10 を参考に作成すること。）。
	会社概要	—	
	印鑑証明書※	—	代表構成員のみ必要
	委任状	—	該当する場合（代表構成員のみ）
	国税に係る納税証明書※	—	納税証明書「その 3 の 3」（法人）又は「その 3 の 2」（個人事業主）。 すべての構成員について提出すること。
	富田林市税に係る納税証明書（非課税証明書）※	—	富田林市に納税義務のある構成員とそれらの代表者について提出すること。
	グループ協定書の写し	様式 6 (参考)	入札参加者の構成員間の業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること（様式 6 を参考に作成すること。）。
	協力協定書の写し	様式 7 (参考)	協力企業がある場合に、入札参加者の代表企業と協力企業との間で業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること（様式 7 を参考に作成すること。）。 協力企業の数だけ協定書の写しを提出すること。

※ 3 か月以内に発行されたものに限る。

5.4 提案書の提出

入札参加者は、表 3 に示す提案書を 8 部作成し「8 問い合わせ先」に書留郵送、宅配便又は持参により、以下の期間内に提出すること。なお提案書作成の詳細については「提案書作成要領」を参照のこと。

書留郵便又は 宅配便	平成 31 年 1 月 15 日（火）から 平成 31 年 1 月 18 日（金）（当日消印有効）
持参	平成 31 年 1 月 15 日（火）から 平成 31 年 1 月 18 日（金）まで

表 3 提案書

提出書類	様式	作成要領等
提案書	様式 9	「提案書作成要領」に基づき作成すること。 提出部数は 8 部とする。
提案書の電子ファイル	—	提案書の電子データ一式を CD-R 又は DVD-R に収納し、ウイルススキャンを実施の上提出すること。 提案書の電子データは、Microsoft 社製 Word Excel 又は Powerpoint 形式を基本とする。 その他、提案書を頁順に印刷できるようにした PDF 形式データを収納すること。

6 落札者の決定方法

6.1 審査の区分

審査は、市による資格審査と富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による提案審査により実施する。詳細については「事業者選定基準」を参照のこと。

6.2 選定委員会

選定委員会は、専門的知見を有する学識経験者等で構成し、提案審査の上最優秀提案を決定する。

6.3 ヒアリングの実施

市は、選定委員会による審査に当たって、提案内容の確認等のために必要と判断した場合、入札参加者に対してヒアリングを実施する場合がある。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に入札参加者（代表企業）に通知する。

6.4 落札者の決定等

市は、選定委員会により選定された最優秀提案を提案した入札参加者を落札者と決定する。その決定を入札参加者（代表企業）に書面により通知するとともに、選定委員会の審査講評と併せて市のウェブサイト公表する。

6.5 入札参加者が1者であった場合の取扱い

入札参加者が1者であった場合でも、「事業者選定基準」に従い審査を行う。

7 契約手続き等

7.1 基本協定

市は、落札者の決定後、速やかに落札者と基本協定を締結する。基本協定は、事業契約締結に向けての当事者双方の協力義務、SPC設立の条件等について規定するものとする。

7.2 SPCの設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、SPCを会社法に定める株式会社として大阪府内に設立するものとする。

7.3 事業契約

7.3.1 事業契約の概要

事業契約は、入札説明書及び落札者の提案内容に基づき、市と事業者となるSPCの責任分担、事業者が遂行すべき業務内容の詳細、サービス対価の額とその支払い方法等について定めるもので、その項目等については条件規定書を参照すること。

7.3.2 事業契約

市は、落札者によるSPCと事業契約を締結する。

7.3.3 事業覚書

市は、落札者及びPFI事業者と本事業が要求水準書並びに提案に基づき実施されるものであることを確認するとともに、PFI法の目的及び理念に従って円滑に実施されるよう覚書を締結する。

8 問い合わせ先

富田林市上下水道部下水道課

所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL 0721-25-1000

FAX 0721-24-6876

メールアドレス gesui@city.tondabayashi.lg.jp

URL <http://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/49/21832.html>

(本事業に係る情報提供は、このウェブサイトを通じて行う。)